

(参考3) 非公開企業の新株予約権に係る会計処理（時価評価）（案）

1. 前提

研究開発法人等については、資力は弱いが有望な法人発ベンチャーに対する育成支援を行うことができるよう、科学技術・イノベーションの活性化に関する法律に基づき、特に必要と認める場合には当該支援を無償等とし得ること、また、その際において、株式や新株予約権を取得・保有することができる。

2. 課題

- ・ 現行の独法会計基準においては、無償で取得した新株予約権は公正な評価額（時価）をもって取得原価とし（会計基準第27第1項）、時価をもって貸借対照表価額とするとされている（会計基準第27第2項（4））。
- ・ 他方、非上場会社に関する財務情報等は公表されていない場合も多く、非上場会社の新株予約権の時価評価の手法も明確には確立されていない中で、法人が評価手法を一から検討し、実際に評価に必要な情報を収集して評価額を算定することが困難となっている。

3. 改訂案

- ・ 科技イノベ法に基づく支援を行い無償で取得した新株予約権の取得価額は備忘価額で評価することとし、期末評価は原価評価とする。ただし、対象会社が上場した場合は、本源的価値（株式の時価と新株予約権の行使価額との差額）により期末評価を行う。
- ・ 併せて、新株予約権の対価として、法人発ベンチャーに提供した支援の概要を注記することとする。

（参考） 国立大学法人会計基準においては、無償で取得した新株予約権は、本源的価値（当該新株予約権を発行する会社の株価から当該新株予約権の行使に際して出資される価額を除いたもの）をもって取得原価とするとともに、取得原価をもって貸借対照表価額としている。（ただし、上場会社の新株予約権は本源的価値をもって貸借対照表価額とする（国大会計基準第80）。）

なお、国立大学法人等がベンチャー企業から無償で新株予約権を取得する場合、企業側の資本政策上、株式の評価額（株価）と行使価額は同額として設定されることが一般的であるとし、その場合の本源的価値はゼロとなるため、備忘価額（1円）で処理することが考えられるとしている（国大会計基準実務指針Q80-1）。

(参考3) 非公開企業の新株予約権に係る会計処理（時価評価）（案）

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）

（成果活用事業者への支援）

第三十四条の四

国は、研究開発法人又は大学等の研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者（以下「成果活用事業者」という。）による当該研究開発の成果を活用した新たな事業の創出又はその行う事業の成長発展を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

2 研究開発法人及び大学等は、その研究開発の成果の普及及び活用の促進を図るために適当と認めるときは、当該研究開発法人又は当該大学等の研究開発の成果に係る成果活用事業者が円滑に新たな事業を創出し、又はその行う事業の成長発展を図ることができるよう、当該研究開発法人及び大学等の有する知的財産権の移転、設定又は許諾、技術的な指導又は助言、その保有する施設又は設備の貸付けその他の研究開発の成果の普及及び活用の促進に必要な支援を行うよう努めるものとする。

3 研究開発法人及び国立大学法人等（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次条において同じ。）は、前項に規定する支援を行うに当たっては、成果活用事業者の資力その他の事情を勘案し、特に必要と認める場合には、その支援を無償とし、又はその支援の対価を時価よりも低く定めること等の措置をとることができる。

（研究開発法人及び国立大学法人等による株式又は新株予約権の取得及び保有）

第三十四条の五

研究開発法人及び国立大学法人等は、成果活用事業者に対し前条第三項の措置をとる場合において、当該成果活用事業者の発行した株式又は新株予約権を取得することができる。

2 研究開発法人及び国立大学法人等は、前項の規定により取得した株式又は新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）を保有することができる。